

地方公務員法附則第20項の規定により読み替えて適用される同法第55条の2第3項の規定する期間を定める規則

平成14年4月1日
公平委規則第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）附則第20項の規定により読み替えて適用される同法第55条の2第3項の公平委員会規則で定める期間は、7年とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。